

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷六 邑智郡下（前編）

山崎
錦織
穢之亮

である。

本号では前号に続き、錦織穢之との共同作業により、卷六 邑智郡下の冒頭から十八村分を翻刻する。紙幅の関係で、本巻（卷六 邑智郡下）は前編・中編・後編の三編に分かつことになった。本稿はその前編にあたる。今回の翻刻では長谷村・八戸村・日貫村が津和野藩領に属している。邑智郡内で津和野藩領に属していたのはこの三ヶ村のみである。これまでの翻刻の「はじめに」でもたびたび触れてきたように、これらの村の記載は、津和野藩から提供された帳簿に依拠しており、藤井らが直接踏査した銀山領・浜田藩領の村々の記載に比べると、内容や体裁、とりわけ「小社」「森神」の項目が立てられていない点が異なっている。

はじめに

井澤村・清見村・後山村・長谷村・八戸村・江尾村・市山
村・今田村・小田村・川戸村・住江（谷住郷）村・田津村・
渡利村・日和村・日貫村・中野村・矢上村・井原村

* 網掛けは旧津和野藩領を示す。

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷六 邑智郡下（前編）

『石見国神社記』全十巻八冊（卷一 安濃郡、卷二 遷摩郡、卷三 那賀郡上、卷四 那賀郡下、卷五 邑智郡上、卷六 邑智郡下、卷七・卷八 美濃郡、卷九・卷十 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札から的情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作

註

(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と國家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ）、「遷摩郡神社書上帳 上下」（三八一）、「那賀郡神社書上帳」（一四九）、「那賀郡神社書上帳 二」

(三八三)、「邑智郡神社帳 上」(二四八)、「美濃郡神社書上帳 上」(三八四)である。

(3) 藤井宗雄「自記年表」(藤井克子氏所蔵)によると、明治四年十二月に「津和野桑原秀久來り津和野領附ノ内那賀邑智ノ神社取調ヲ依頼ニヨリ書取ノ上県庁へ差出ス」とされる(拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見國神社記』卷二 那摩郡」「『山陰研究』第三号、二〇一〇年」の附録、「藤井宗雄の著作について」、「一六三頁」)。この「書取」は、「那賀郡神社帳 那智郡神社帳下」(二五〇)として、島根県立図書館蔵「寺社史料」のなかに含まれている。

翻刻の凡例

- (て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。
 ○原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○○)」を付して正すか、「(ママ)」
 もしくは「(○○カ)」と推定される字句を付した。
 ○原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困
 難な原文の箇所は「□」で示した。
 ○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
 ○*は、翻刻者による註記を示す。

(山崎)

(山崎・錦織)

○『石見國神社記』卷六 那智郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十一月とある。邑智郡内の概ね西部に位置する五十九村分が収められている。本号ではそのうちの冒頭からの十八村分を翻刻した。

○原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。

○原文の記述の内容は、元の資料となつた「邑智郡神社書上帳 上」「邑智郡神社書上帳 中」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八)ならびに「那賀郡神社帳 那智郡神社帳下」(二五〇)と対照させている。特に小社や森神の項目において、()は、書上帳等での異なる表記を、また「」は、『石見國神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。

○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。

○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而

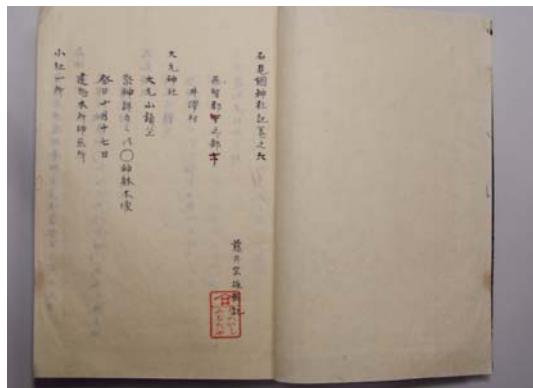
大元神社
井澤村
邑智郡下之部上

藤井宗雄輯記（印）

（本文）
石見国神社記卷之六
〔神社記〕
邑智郡之部下
六



表紙



本文の一丁表

祭神、詳ならす○神体、木像
祭日、十月十七日
建物、本社・神楽所
小社一所

甘宮の甘宮神〔社〕、祭神素盞鳴尊、祭日一月十五日
森神三所

菰澤の地主神○のゝす（野之須）の地主神○花木の地主神

清見村

大元神社

大元山鎮坐

祭神、詳ならす○神体、木鏡

祭日、十月七日

建物、本社・神楽所

小社二所

鍛治（治）屋の金屋子神（社）○德之谷の大歲神（社）

森神六所

滝尻の地主神○ひるか（蛭）坪の地主神○松下の地主神○大ぼん（盆）の地主
神○上（宇江）の地主神○小原田の地主神

後山村
岩屋神社
岩屋鎮坐

祭神、大己貴命・少彥名命○神体、石一

祭日、十月十八日

十八日
甘之宮
社人、大屋氏

建物、本社・神楽所

今田六太郎云、窟あり、東に向ふ、是をも志都の石屋と云ふ、近代の物とは見えずと云り、宗雄云、いまた見されは自然の物か神造か上代の墓か定めかたし

小社九所

林の大元社○志谷の大元神（社）○二万瀬の大元神（社）○小松の大元神（社）

○森上の大元神（社）○吉かゑぎ（芦浴）の大元神（社）○朽（打）木原の大

元神（社）○上屋布の大元神（社）○同所の大元神（社）

森神十一所

鍛治（冶）屋「間」の大元神○滝頭の大元神○同所の葉山神○幸地神の金屋子神○上屋敷（布）の地主神○込山の地主神○濱井場の地主神○中か^{*}内の地主

神○佛か^{*}迫の地主神○上佐古の地主神○志谷の水神

*「邑智郡神社書上帳上」では、「か」の語はない。

権現宮

高良山に鎮坐

祭神、伊弉冊命・伊弉諾命・速玉男命○神体、木像三権

祭日、九月三日

建部大明神社

祭神、大己貴命・少彥名命○神体、石像一

祭日、定無し

建物、本社

相殿、大元大明神、祭神稻倉魂命

建物、本社

八幡宮

山中の大畠山に鎮坐「同郡八戸村之内細野ト号地ニ鎮座之所、元禄七年現今之

八戸村

宮段山に鎮坐

祭神、玉依姫命・應神天皇・神功皇后○神体、陶物

祭日

建物、本社・拝殿・神楽殿

末社、地主神、祭神詳ならず、慶応三年卯年村中所々より合併遷座、祭日十月

建物、本社・拝殿・神楽殿

相殿、大元大明神二社、祭神稻倉魂命○神体鏡、祭日九月八日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月

八日

末社、神明宮（社）「寛保四甲子年三月勧請」

同、大元社（神）

同、罔象女命

同、牛尾靈神、宝曆十三癸未年七月勧請

同、牛尾靈神、文化八辛未年勧請

社人、牛尾閑、家筋豊前国宇佐宮大祝連子太郎左衛門尉重信、寛元四丙午年八月、社職になり、閑まで十八代相続

大元神社

佐古之奥鎮坐

祭神、稻倉魂命「正体、幣」

祭日、十月十二日

建物、本社・神楽所

小社四所

福應寺の稻荷社○下手の大歳社○糸谷の山神○日和並の地主神

森神三所

雲毛の金屋子神○平田屋の地主神○上森の古山神

大見の大元神○同所の葉山神○入原の地主神○小市山の大元神○同所の地主神○橋屋の地主神○横屋平の地主神○上大谷の地主神○留屋の地主神○堂佐古（迫）の地主神○富澤の地主神○藤長寺の大歳神

小社四所

小市山の飯盛社○無上岡の金刀比羅社○下市の惠美須社○塔之奥の地主神

森神十二所

市山村

八幡宮

飯^尾山鎮坐○寛元丙午年八月九日、今田城主田淵治部少輔正義勧請と云伝ふ

祭神、應神天皇・玉依姫命・神功皇后○神体、木像

祭日、八月八日より十日まで

建物、本社・幣殿・拝所・神樂所・廱・隨身門・鳥居

宝器、額一面、二條殿筆、明和八辛卯年寄附

社領、高五石、此現米三石一升

山神社

長尾鎮坐

祭神、大山積命「正体、神木」

祭日、九月十三日

建物、本社無し、神木に鎮坐、拝所・鳥居一

棟札、奉再建大山祇命拝殿、弘化二乙巳九月十一日、社地主田淵清左衛門○再

建鳥居、文久二壬戌年九月十二日

今田村

市山村

末社、今宮「神」

同、惠美須社（神）

大歲神社

淀之奧鎮坐

祭神、大年神・若年神・御年神「正体、幣」

宗雄云、大年神社とあるに祭神を此三柱とするは然る事ながら、近頃古学の
開けたる後の所為にて棟札・靈代等にも^{証とすべき}患念する事なし、但し後世に祀り加
むも理無に非れと、書面の上のミを改るより実と齟齬するをや、古傳大年神
には倉稻魂神を合たるか多く、是は古事記によれるもの本らむにて兔に角に
神奴の時々に意の呂に記せしものなり

祭日、九月十四日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉新建立大年大明神、享保十乙巳年一月十一日○再建、宝曆五乙亥年九
月十四日○再興、享和二中島○再建立、弘化四丁未年九月十四日

小社四所

平田山の稻荷社○西上の地主神○長尾の地主神○同所の金屋子神（社）

森神十所

長尾の八重梅神、祭神大山積命、土人云天和国三笠山より勧請後長尾山に移す、
山神社是なり○横屋上の水神○平田山の水神○同所の荒神○長尾の向魂神○宮

〔之〕奥の猫藪神○長尾竹代奥の地主神○森か道の地主神○長尾の地主神○
竹代の地主神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「長尾」の語はない。

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

小田村

八幡宮祇園宮

園幡山鎮坐○八幡宮は文應元庚申年勧請、祇園宮は長祿三己卯年六月九日故領
主高崎越後守、山城国「八坂」より勧請と云伝ふ

祭神、應神天皇・素盞鳴尊○神体、木像一

祭日、六月十四日・八月廿日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉新建立両社祭神祇園三所、中素盞鳴尊、左龍神女、右稻田姫、八幡三
所、中應神天皇、左玉依姫、右神功皇后、享保九甲辰四月廿八日、略文に長祿
三己卯林鐘九日勧請、城主高崎越後守と申人云云○上賛、寛延二己巳年三月廿
七日○同、安永八己亥年三月○同、寛政十二庚申年三月十六日○同、文政七甲
申年六月十三日○同両社、天保十四癸卯年六月十三日○同、嘉永五壬子年六月
十三日○再建両社神樂殿、安政五戊午年十月十九日
社領、高七斗九升三合、此現米一斗一升二合

末社、大歲社

同、若宮「神」

同、稻荷社、万延元庚申年九月廿一日勧請

同、秋葉社、万延元庚申年九月廿一日勧請

宗雄云、安政六年十月十三日、万延元年三月廿八日火あり、此前後八度火災

あり、此両社はこれによりて祀りしならむ

同、古魂神

同、水神「社」

社人、牛尾直、家筋天正中牛尾次郎太郎社職となり、直まで十四代相続

天満宮

北野鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、十月廿五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、龕奉再興南無天満大自在天神社頭一字成就如意攸、慶長十六■■■月廿五日、竹下平左衛門尉、其外小田原近里十二五姓氏子、神門伯耆守○再興、寛永十四丁丑年八月、邑知郡尾田^(レ)村本願賀戸仁左衛門○建立、万治三庚子年十月○同、天和三■卯月○上葺、元禄十四辛巳年十月廿五日○新建玉殿、寛政九丁巳年十月廿五日○同鳥居、寛政四十壬子年四月廿五日○拝殿、文化十癸酉年十月廿五日

大元神社

大元山鎮坐

祭神、国常立尊

祭日、六月廿五日

建物、本社無し、森木鎮坐、拝所

小社八所

郷藏の恵美須社○高替の権現社○郷藏の大社神○隠居の時魂神○志保（塩）屋の水神（社）、安政四丁巳年勧請○中屋の式部地主神○植田の稻荷社、宝暦八

戊寅年勧請○杉森の金毘（刀比）羅社

森神十七所

植杉の稻荷神（社）○廣谷の若一王子神（社）○同所の地主神○前田の荒神、元文元丙辰年勧請○越道の地主神、延享四丁卯年勧請○植田の地主神○谷地の

地主神○中屋敷の地主神○寺土の地主神、文久二壬戌年勧請○志應地の伊勢神○同所の水神○同所の牛神地主神○坂根の伊勢神、寛政九丁巳年勧請○打口の地主神○大滝の地主神○高下の地主神、文政十丁亥年勧請○屋敷の地主神

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、十月廿五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、龕奉再興南無天満大自在天神社頭一字成就如意攸、慶長十六■■■月廿五日、竹下平左衛門尉、其外小田原近里十二五姓氏子、神門伯耆守○再興、寛永十四丁丑年八月、邑知郡尾田^(レ)村本願賀戸仁左衛門○建立、万治三庚子年十月○同、天和三■卯月○上葺、元禄十四辛巳年十月廿五日○新建玉殿、寛政九

丁巳年十月廿五日○同鳥居、寛政四十壬子年四月廿五日○拝殿、文化十癸酉年十月廿五日

祭神、大詔刀命○神体、木像

祭日、九月四日より六日まで

建物、本社・幣殿・神樂所・鳥居

棟札、奉造立妙見大菩薩宝殿壱宇之事、天正十壬午菊月、石州邑知郡櫻井庄云

云、信心大檀那各ニ武運長久云云、井下左馬允春種公、本願■■・同藤兵衛尉

吉信公・同新兵衛尉春信公・同土佐守元兼公云云○奉造立、元和八壬戌年卯月

朔日、神主三浦内膳○再建、寛永■庚午年九月五日、川戸村神主三浦源太夫重

正○奉再々建立、寛永十九壬午年菊月○造立、万治三庚子年菊月廿九日○奉寄

進神輿、寛文五年乙巳八月、神主上總守、裏に神主大香上總守○造立上葺、貞

享二乙丑年五月廿七日、神主大香上總守○奉建立、明和四丁亥年九月四日、神

主三浦越前守藤原重安○拝殿再建、明和八辛卯年九月○建立鳥居、文化十癸酉

年六月吉日○上葺、文政二己卯年四月十一日○再建舞殿、文政十三庚寅年九月

五日○再建上葺、天保四癸巳年四月十四日○上葺、弘化二乙巳年五月四日○上

葺幣殿、安政三丙辰年九月四日

末社、天児屋根命（神）、旧号春日社、棟札再建、貞享三丙寅年正月十八日、

神主大香上總守、施主井下与一右衛門・同伊兵衛○再建立春日大明神、正徳六年

丙申年六月、施主岩國住井下清左衛門・同与一左衛門・同文五郎・同伊兵衛○再建、宝暦七丁丑初夏、願主岩國井下清右衛門・同ウスキ井下文右衛門・同傳

妙見社

川戸村

城水山鎮坐○仁平三年辛酉^(癸)四月八日、但馬国より勧請と云伝ふ、旧地道平山、天正拾壬午年九月廿九日当地に遷す

宗雄云、道平山の本社は日和村に遷せり、故彼社にハ社領あり、当社にハ無にても本末を知へし

祭神、大詔刀命○神体、木像

祭日、九月四日より六日まで

建物、本社・幣殿・神樂所・鳥居

棟札、奉造立妙見大菩薩宝殿壱宇之事、天正十壬午菊月、石州邑知郡櫻井庄云

云、信心大檀那各ニ武運長久云云、井下左馬允春種公、本願■■・同藤兵衛尉

吉信公・同新兵衛尉春信公・同土佐守元兼公云云○奉造立、元和八壬戌年卯月

朔日、神主三浦内膳○再建、寛永■庚午年九月五日、川戸村神主三浦源太夫重

正○奉再々建立、寛永十九壬午年菊月○造立、万治三庚子年菊月廿九日○奉寄

進神輿、寛文五年乙巳八月、神主上總守、裏に神主大香上總守○造立上葺、貞

享二乙丑年五月廿七日、神主大香上總守○奉建立、明和四丁亥年九月四日、神

主三浦越前守藤原重安○拝殿再建、明和八辛卯年九月○建立鳥居、文化十癸酉

年六月吉日○上葺、文政二己卯年四月十一日○再建舞殿、文政十三庚寅年九月

五日○再建上葺、天保四癸巳年四月十四日○上葺、弘化二乙巳年五月四日○上

葺幣殿、安政三丙辰年九月四日

末社、天児屋根命（神）、旧号春日社、棟札再建、貞享三丙寅年正月十八日、

神主大香上總守、施主井下与一右衛門・同伊兵衛○再建立春日大明神、正徳六年

丙申年六月、施主岩國住井下清左衛門・同与一左衛門・同文五郎・同伊兵衛○再建、宝暦七丁丑初夏、願主岩國井下清右衛門・同ウスキ井下文右衛門・同傳

右衛門・同龜五郎○建立、安永七戊戌年九月四日、願主岩国井下清右衛門、以下同上○再建、寛政三辛亥年九月、願主岩国井下龜右衛門、以下四人○同、文化十二乙亥年四月後四日、願主岩国井下与之助・同助次郎・同藤藏・同喜三右衛門・同傳助○同、天保四癸巳年卯月十四日、願主岩国井下松次郎、以下四人○上賁、安政二乙卯年四月十一日、願主井下松次郎、以下三人

宗雄云、井下氏は妙見社の棟札に名ありて郷土なるか、当村の鏑越城に住り、慶長中周防国に移りたるか由緒あるを以てかく願主とあれらるならむ、但し藤原氏と思はる

同、大宜都比賣神、寛延元戊辰年六（九）月勧請、旧号稻荷社、棟札勧請再建稻荷大明神、寛延元己辰年九月○再建、三浦越前守○建立、文化十一甲戌年九月五日○再建玉殿、天保八丁酉年如月廿八日○再建、天保九戊戌年十一月○再建屋根替、嘉永四辛亥年五月十七日○屋根替、慶応三丁卯年長月三日同、金山彦（日古）神、旧号金屋子大明神、棟札再建御神体、明和五戊子年五月五日○再建上賁、文政十二己丑年七月

社人、三浦汀、家筋元和中三浦内膳より汀まで十二代相続、以前道平山住居廿世と云伝たれと詳ならず

宗雄云、棟札に大香ともあり、また藤原とあれと三浦は平氏なり、或人云、此辺三浦氏多し、那賀郡井野村三浦の一流と云り

妙見社
高尾鎮坐
祭神、大詔刀命○神体、木像
祭日、九月廿九日
建物、本社・拝所
金刀比羅社
龍頭山鎮坐

右衛門・同龜五郎○建立、安永七戊戌年九月四日、願主岩国井下清右衛門、以下同上○再建、寛政三辛亥年九月、願主岩国井下龜右衛門、以下四人○同、文

化十二乙亥年四月後四日、願主岩国井下与之助・同助次郎・同藤藏・同喜三右衛門・同傳助○同、天保四癸巳年卯月十四日、願主岩国井下松次郎、以下四人○上賁、安政二乙卯年四月十一日、願主井下松次郎、以下三人

宗雄云、井下氏は妙見社の棟札に名ありて郷土なるか、当村の鏑越城に住り、慶長中周防国に移りたるか由緒あるを以てかく願主とあれらるならむ、但し藤原氏と思はる

祭神、大物主神、相殿迦貞土神菅原神○神体、木像
祭日、四月廿四日・六月廿五日・十月十日*
建物、本社・拝所

小社十所

薬王寺の軒句槌神○町大川向の蛭子神○高宮の蛭子神○横手平の蛭子神○山王の山王社○高宮（尾）床の地主神○小材木の大（太）元神○三田地の今宮「神」○同所の大元神○高宮の高宮神、祭日十一月廿九日

森神十八所

城水山の今宮「神」○同所の「五所」地主神○同所の古魂神○同所の地主神○刃金場の金屋子神○横手山の地主神○三田地の金屋子神○火所の金屋子神○江藏の地主神○坂根の金屋子神○鍛冶谷の金屋子神○道平山の妙見神○三田地の客神○下長井原の地主神○階平の八衢神○階下の地主神○大和田山の水神○左名（奈）口の大元神、祭神豊受皇大神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「六月廿五日・十月十日」の記載はない。

住江（谷住郷）村

八幡宮

見水山鎮坐○宝徳四壬申年六月廿日勧請、檀那平賢宗、願主宗義

祭神、應神天皇・姫大神・神功皇后○神体、銅幣

祭日、八月十二日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉造立八幡宮一宇、宝徳四年壬申六月廿日、棟上御遷宮畢、大檀那平賢

宗、大願主平宗義、大工源助通○奉上葺八幡宮、万治二年己亥十二月十六日、

本願本山兵助重次、大工宮崎市右衛門、鍛冶大屋長右衛門、祈念神主本山治部

太夫○同、貞享二年乙丑暮夏、本願本山四良左衛門・本山三良左衛門・本山佐

渡守重吉○同、宝永四丁亥南呂十三日○再建立、享保二十乙卯年九月九日、祠

宦出雲守重信・嫡子將監、本願入野組庄屋舟津武兵衛・谷組庄屋大畠平重郎・

住郷庄屋青木三郎右衛門、以下名略○上葺、宝曆九己卯年六月九日○再新建立

鳥居、明和八辛卯年八月十一日○上葺、寛政九丁巳年四月八日○再建拝殿、文

政七甲申年八月十二日○上葺、天保三壬辰年六月九日○再建鳥居、弘化三丙午

年八月○上葺、元治元甲子年八月十一日○再建幣殿、慶應元乙丑年八月十一日、

大宮司本山主殿・本山左織、以下名略

社領、高二石、此現永錢一貫文

住江邑八幡宮種樹記に原夫當社者宝徳年中草創其來歴也尚矣、欽相勝狀、左青龍河、右白虎路通、前朱雀烟闊、後玄武平野、嵩控山神護鬼門乎欄外直下江河奇景絶言帰帆泝波桴筏順流、漁父拳網遊客垂釣橫大江千里流尽洞庭一湖景恨邊塞無人知乎、神宦談云、我崇朝者開基以往既歷四百余星霜、茂林掠地顥木覆天、初莅鄉者未詣先凝信也、近頃有頑夫、不恐冥覽、猥伐神木恣侵封疆如放逸、甚無慚愧、何社務不忍視訴官下徐禁止竟松杉植數株、以贖渠罪告予令書記予自寬文之末延宝・貞享之間數拾于此殊丙辰洪水之時寄宿社頭所緣不淺、神鑑曷唐哉故忘鄙俚不固辭亦種杉秧廿一本因遠瑞籬、且好社司之善巧、且賴當來之值遇、而効獻序者乎制云後代切勿剪一枝、設有時廟社廢壞、則以斯杉樹崇為神体、伏願靈光耀長山之裔、短山之裔兮、滋惠蒙万株億兆之枝葉兮、神木与氏子繁榮無窮、元祿庚午仲春吉日、散人飯田姓敬誌焉、祠官本山佐渡奉納

末社、稻荷社

同、木玉社

宗雄云、此社は若は元祿中に当社頭に木を植て其を守護の為に木の靈を祀れるにハ非しか、尚考へし

社人、本山静江、家筋万治年中本山治部太夫より静江まで十七代相続

宗雄云、万治二年の棟札に本山治部太夫あり、然れども是より以前もあるへ

けれどと知へき由無にや、大概神職は天正・慶長の間に定れるか多し

金刀比羅社

見水山「八幡宮地内」鎮坐

祭神、大物主命○神体、木像

祭日、三月十日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉勅請金毘羅大権現宮社一棟成就処、享保十二丁未八月十日、祠官本山出雲守、祭次將監、大願主庄屋青木清左衛門、頭百姓森岡新六・同本山權左衛門○再建、延享四丁卯年下春九日、本願主神主本山出雲守藤原重信・同祭次同性^(姓)豊前守重儀○再建鳥居、宝曆五乙亥年三月十三日○上葺、宝曆七丁丑年六月十日○同、安永七戊戌年三月九日○同、寛政十二庚申年六月八日○同、天保十三壬寅年六月十四日○再建立鳥居、弘化三丙午年八月、大願主岡本左兵衛○拝殿修復、嘉永二戊申年六月、願主原平左衛門・田中倉次郎○本殿葺替・拝殿修復、元治元甲子年十月九日、大宮司本山藤原重正、以下名略

住吉神社

大明神鎮坐

祭神、上筒之男命・中筒之男命・底筒之男命○神体、木像一

祭日、二月廿二日

建物、本社・拝所

棟札、奉新建立住吉大明神、明和六己丑年二月廿一日、祠宦本山豊前守、願主山田清五郎○上葺、天明二壬寅年五月十二日○同拝殿建立、寛政五癸丑年如月廿一日○再建、天保十二辛丑年二月廿一日

十一所宮

妙見社	用路谷鎮坐	祭神、伊邪那岐命・伊邪那美命○神体、木像
妙見谷鎮坐	祭日、二月十五日	建物、本社・拝所
馬乘鎮坐	祭日、三月十八日	祭神、太詔戸（刀）命○神体、鏡
愛宕神社	建物、本社・拝所	祭神、火產靈神○神体、銅幣
入野押手山鎮坐	祭日、十月中「臨時大祭、十三年一度」	祭神、豐受大神「正体、神木」
棟札、奉新造立大元大明神拝殿一宇、大宮司本山主殿、頭庄屋河野長一郎、以下名略、于時文久三癸亥年十月十九日	建物、本社無し、森木鎮坐、拝所	祭日、八月朔日
宗雄云、此拝所は長戸路と云所にあり	建物、本社・拝所	祭日、六月廿五日
小社十所	市の恵美須社○岡本「鎮守」の金刀比羅社○谷市の恵美須社○意坂の地主神○明か（ヶ）迫の愛宕社○白木の稻荷神（社）○日野瀬の疫神○長戸路の稻荷社○押手の稻荷社○用路谷の地主神	天満宮
森神二十八所	本山原の大元神○塙山の地主神○同所の地主神○同所の地主神○畠（留）屋山の地主神○松田屋山の地主神○白木の地主神○石原の地主神○正木屋山の地主神○研石山の地主神○山谷山の地主神○新屋山の地主神○正田山の水神○大口上森の地主神○同椿本の地主神○岡平山の地主神○ひの（日野）瀬山の地主神○同所の地主神○山内西「ヶ」迫森*の地主神○鍋倉の地主神○亀淵谷の地主神○乗越山の地主神○大平の大元神○大谷山の客神○伊の（ノ）谷山の金屋子神○桑木山の地主神○大藏山の地主神○下ノ谷の地主神	八王子社
八王子鎮坐	祭神、多紀理毘賣命・狹依毘賣命・多岐都比賣命・「正哉吾勝勝速日」天之忍穗耳命・天之穗日命・天津日子根命・活津日子根命・熊野久須毘賣命○神体、幣	建物、本社
建物、本社	祭日、十二月七日	建物、本社

*「邑智郡神社書上帳 中」では、「森」の語はない。

小社七所

道上の大元神、祭神豊受姫神、祭日八月朔日○六地藏の地主神○紺屋の地主神
○藤屋の地主神○表屋の地主神○坂根山の三宝荒（幸）神金刀比羅神金屋子神
愛宕社水神杵築社稻荷神惠美須神（社）○猪ノ瀬の地主神

諏訪神社
田津村

原尾「山」鎮坐

祭神、建御名方命（神）○神体、木像一、鏡一、裏に諏訪大明神、正徳五乙未
九月廿八日、石州邑智郡甘南備庄田津村住大屋喜三郎喜重とあり

祭日、九月廿八日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉再建立諏訪大明神、寛文十庚戌年九月、神主三浦山城守、庄屋坂根四

郎左衛門○奉上葺皆富神社宝殿、元禄十六季秋廿七日、祠官大宮司牛尾伊豫守

○奉新建立諏訪大明神、享保七壬寅年九月廿七日、神主川本村大宮司牛尾飛彈（伊豫）

守、庄屋大屋安左衛門○奉上葺皆富神社宝殿一宇、元文三年九月廿七日、祠官

田津村庄屋平四郎○再建諏訪大明神、延享二年七月下二日、神主三浦和泉守○

葺替同銘、寛延二年己巳九月廿七日、三浦和泉守平重吉○上葺同銘、宝暦五年

九月十一日○再建鳥居、明和六己丑菊月廿七日、注連主牛尾河内守平重久、社

職預同姓但馬守平重保、庄屋大屋金助○修覆、明和九壬辰年六月十九日○上葺

鳥居、天明三癸卯年六月六日○新建立、文化四丁卯年九月廿六日、美濃守從五

位大宮司兼神主平朝臣重賢、鞍頭預行神主三浦下總進平重孝、庄屋甲山忠左衛

門○神樂殿、同年月○葺替、寛政六仲冬末六日○同、弘化三丙午年菊月下七日

宗雄云、皆富はミナカタトミのカタを省しならむ

末社、金刀比羅神惠美須神、棟札奉建立金毘羅權現宮明和三丙戌年十月九日、
上葺文政十丁亥年十二月、新建立天保二辛卯弥生廿日

同、地主神

羽佛澤の山神○口屋の山神○同所の地主神○熱出の山神○鍋山の大元神○六郎
川（河）内の元神○江戸見の大元神○同所の大元神○同所の山神○寺奥の水
神○桐谷の山神○同所の地主神○小原の地主神○同所の地主神○月蔭の山神○
花川良の地主神○同所の河内神○犬石の山神

森神十八所

八幡宮
渡利村

森上山鎮坐○旧地古宮、文政三庚辰年五月五日遷坐

祭神、應神天皇・姬大神・神功皇后○神体、木像一、鏡一

祭日、九月十九日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉再建八幡宮御宝殿、元禄十三庚辰年十月、祠官川本村大宮司牛尾采女

佐重朝・同勘之丞、庄屋原田四郎右衛門○上葺、享保十二丁未年十一月廿一日、

住連主川本大宮司牛尾飛彈（伊豫）守平重盈正九位○同、寛保二壬戌年十月九日○造替

神樂殿、安永三甲午初冬十八日、大宮司三浦中務佐平重賢、鞍頭同姓但馬進平

重保○上葺、文化四丁卯仲夏、美濃守從五位平朝臣重賢○奉遷幸八幡宮新改社

地成就所、文政三庚辰年五月五日○上葺、安政六癸卯年

末社、稻荷社

同、杵築社

末社、稻荷社

春日神社

柿林山鎮坐

祭神、經津主神・武甕槌神・姫大神・天兒屋根命○神体、石一
祭日、九月廿八日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、建立、寛文十一辛亥年九月廿八日、神主五郎左衛門孫河本山城守○葺替、
天和二壬戌年菊月、神主伊勢熊○上葺、宝永二乙酉年孟冬初三金、神主牛尾伊
豫守○同春日大明神、享保十乙巳年九月廿八日○同、寛保三癸亥年九月廿七日、牛
大宮司牛尾山城守平重盈・同伊豫守平重久○同、宝曆十一辛巳仲冬初一日、牛
尾河内守平重久○奉新造替、安永四乙未年九月廿八日、三浦中務佐平重賢、鼓
頭三浦但馬進平重保○葺替、享和元辛酉年長月二十日○同、弘化二乙巳年卯月

八日○同、明治二己巳年九月八日、大宮司相模守從五位平朝臣重激、鼓頭三浦

越前重保、庄屋甲山重藏、文に支配毛利大膳大夫

末社、地主神

宗雄云、此末社明治三年の書上に漏たり

春日神社

上原森鎮坐

祭神、經津主神・武甕槌神・姫大神・天兒屋根命○神体、石像一

祭日、九月廿日

建物、本社・神樂所・鳥居

棟札、奉新建立大明神、元禄十四曆孟冬後七日○上葺春日大明神、寛保二壬戌
年十月上十日○上葺春日四所大明神社、安永三甲午年十月○上葺、寛政五癸巳^(並)

年卯月十日○奉再建立、慶応元乙丑年六月十一日、注連主大宮司三浦相模守平
朝臣重激

小社二十所

祭日、四月中卯日前後三日○神道出世座配次弟之事、一番二宮之神主与八郎殿
同對馬守、二番日和村之出雲守、三番阿刀村之佐渡守、四番市山村之備中守、

森上山の大元社、祭神豊受姫命○市の惠美須社、祭日十月廿日○木挽屋の地主
神○落子の稻荷神○中屋田の地主神○古宮の地主神○岡空の地主神○大津屋の
稻荷神○同所の地主神○柳屋の地主神○山田屋の地主神○土居の稻荷神○肥後
屋の地主神○水木の金屋子神○田中の地主神○滝尻の地主神○井手口の水神○
下渡の惠美須神○滝尻の愛岩神○正覺寺の金毘（刀比）羅神

森神八所

下田屋の地主神○岡空の地主神○番屋の地主神○八所の地主神○同所の地主神
○坂根の地主神○下城上の山神○下城下の山神

日和村

櫻井太詔刀命神社

正青山鎮坐○仁平三年、妙見寺建立と云伝ふ○旧号妙見社、明治三庚午年正月
改称○旧地川戸村道平山、寛文十一辛亥年遷座

祭神、太詔刀命○神体、木鏡、径九寸、中に太詔刀命とあり

宗雄云、木鏡とは三百年以前流行の鰐口形の鏡の、銅は失て裏に附たる丸き
板なるへし、其板に太詔刀命とありしより此辺妙見神の祭神を此命と云い、
外に拠なれば、後人の所為なやむも知不知からず、妙見社の名滿は能登国本
もあり、祭神はいかなる神か知らず、また玉禪に武藏国秩父郡に秩父神社

とあるは八意思兼神と申す御名にて祭れる社なり、此を今は大宮妙見とそ云
なるとありに依て設けたる後人の所為ならむも知へからず、当社は元来但馬
國——より遷たる趣き、川戸村に云伝たるか、其祭神は豊受神なやむと聞ゆ
れハ茲と異なり

五番河本村之伯耆守、以上、神門形部丞重久

建物、本社・神樂所・輿舍・鳥居

棟札、奉立造社檀二字、爰南贍部州大日本山陰道石州邑智郡櫻井庄日和村鎮守

妙見尊社、大破砌ナレハ、信心大檀主藤原朝臣駿河守元春・同治部少輔元資、
建替、其次御本地千手千眼・無量寿仏・医王善逝三尊、奉彩色、以此弥為天下

泰平國土安武運長久而已子孫繁昌家中豐饒諸人快樂、本願沙門阿闍梨權少僧

都宥成、于時元龜參年壬申林鐘五日、玉殿奉懷移、大阿闍梨權少僧都珍融欽言、
當社造宮助錄施主寺本玄蕃允、當職栗屋十郎左衛門尉、社務助十郎、番匠大工

伯耆新兵衛尉・同小工藤十郎、鍛冶大工弥四郎○奉上葺妙見社檀毫宇、慶長十二年丁未卯月十一日、南贍部州大日本山陰道石州邑智郡櫻井庄日和村鎮坐妙見
尊社、大破砌、信心大檀主藤原朝臣大府井大久保石見守・同賀藤都右衛門尉、
武運長久子孫繁昌家中安穩所也、撰宮沙門西隆寺權律師宥睦、板屋治兵衛、原

四郎右衛門、山根四郎左衛門、漆谷■左衛門、寺本源三左衛門、板屋助三郎、
林与一左衛門、中村理兵衛、平田二郎左衛門、以下十二人、番匠大工奥内壽覺

入道、上鍛冶屋小四郎、大谷神五郎、才原八郎右衛門、神主板屋民部太夫・同
千松○明星奉建立妙見御宝殿毫宇、寛永十六己卯仲冬、神主板屋内記重房、裏
に本願寺本傳藏・中村理兵衛・寺本久右衛門・寺本孫右衛門、以下名略○奉造

立当社御拝殿、慶安元丁亥九月、神主板屋内記○奉新建立妙見社檀、爰南贍部

州云云、大檀主寺本傳藏尉・中村理兵衛、各勵掌云、板屋内記重房・同宮若、
裏に寛文十二年壬子卯月十四日、仁平三年自癸酉、寛文十一年辛亥年迄、御在

所御座、同寛文十一年辛亥十月十日正青山奉勧請云云○奉新建立当社舞殿、神
主板屋内記、略文に爰寺本氏朝臣寺本玄蕃允從五代之末孫寺本傳藏合建立畢云

云、延宝六年戊午六月十七日

宝器、神代卷口訣五冊、神代系図伝三冊、神社啓蒙八冊、合十六冊、代三十六
文目、妙見宮寶物奉寄進、宝永八辛丑歲卯月朔日、石州邑智郡櫻井庄日和村寺

本七郎兵衛○日本記十五冊、代三拾式匁、妙見宮寶物奉寄進、宝永八卯月、松

浦清九郎

社領、高三石九升二合、此現米九斗五升九合

宗雄云、天保七年寺社領引渡に高一石二斗日和村明現領とあるを正とすへし
末社、金屋子社

同、天満宮

同、惠美須社

社人、三浦正道、家筋三十三代と云伝れと詳ならず、治承中三浦重信より正道
まで二十四代散見○石州邑智郡日和村妙見之祠官板屋出羽守、神事参勤之時者
可着風折烏帽子狩衣者也、慶長十四年二月十八日、神道管領、神門刑部丞藤原
重久

宗雄云、元龜三年に社務助十郎、慶長十二年に板屋民部太夫・同千松、同十四年に出羽守、元和四年社務板屋介内、神主板屋出雲守、座配次弟に出雲守
とある、是か寛永二年に板屋主殿助正次、寛政十六年また慶安・寛文・延宝
に板屋内記重房・同宮若、貞享二年板屋主殿助、宝永八年同民部、宝暦二年
三浦廣衡、式部、播磨、齋宮、織部、上總、文久三年中務なり

熊野今宮社

正青山鎮坐「太詔刀命社地内ニ有之」○出雲国比波山より勧請、故に村名を曰
和と云と云伝ふ

宗雄云、此云伝は近來の人の附会ならむ、村名は前記云々、余見へし
檜原の義なること村名考に就て

祭神、速玉之男神・事解之男神・伊邪那美命○神体、木像一
祭日、九月十七日

建物、本社

棟札、南贍部州云云、邑智郡櫻井庄日和村云云、奉安座熊野三所大権現云云、
慶長十天乙巳九月十九日、本願神主民部大夫、信心旦那寺本源三左衛門・平田

新三郎・河邊又十郎・平田孫左衛門・静間宗六、以下略○奉建立当社権現御宝

建物、本社・拝所・鳥居
小社五所

殿云云、于時元和二年戊午霜月吉日、本願社務板屋介内、裏に神主板屋出雲

守、寺本孫右衛門尉・同久左衛門、以下略○奉建立権現宮、寛文十二年壬子卯月、神主板屋内記

九月、神主板屋内記○奉建立当社権現宮、寛文十二年壬子卯月、神主板屋内記

宝器、鉢、柄銘に奉寄進今宮権現、于時慶安二年九月吉日、川戸村下鍛冶屋善

三郎

八幡宮

正青山鎮坐「太詔刀命社地内ニ有之」○文応元庚申年八月、豊前国宇佐より勧

請○旧地当村すさのミヤ、寛文十二壬午年遷座

祭神、姫大神・品陀和氣命・息長帶姫命○神体、木像三

祭日、八月十七日

建物、本社

棟札、南臘部州云云、櫻井庄日和村為當社再興云云、南無八幡大菩薩云云、慶

長拾年乙巳林鐘、神主民部大夫、本願板屋次兵衛尉、以下略○奉建立八幡宮御

宝殿、寛文十二壬子卯月、信心大施主寺本傳藏尉、以下略○奉建立八幡宮、明

暦四戌戌年六月、本願寺本傳藏尉、神主板屋内記

幸神社

霜當山鎮坐

祭神、稻倉魂神・土御祖神・大田命○神体、木像

祭日、八月朔日

建物、本社・拝所・鳥居

金刀比羅社

古城山鎮坐○万延元庚申年十月勧請

祭神、大物主神「正体、木札」

祭日、六月十日

日貫村 十二所権現宮

櫻井山「大原神社境内」に鎮坐○天暦八甲寅年十一月上卯日、紀伊国本宮より

勧請

祭神、伊弉諾大神・八十麻賀都比神・神直比神・大直比神・底津少童命・底筒

遊石の大（太）元古森社○青龍山の大元社、祭神豈受大神、祭日十一月中卯日

○板屋の稻荷社○石打塙の出湯薬師社○金靈山の惠美須社、祭日十月廿日

森神二十四所

青龍山の大（太）元御先森○正青山の地主神○田屋の地主神○神田の地主神○

横谷の地主神○宮前の地主神○上野淵の地主神○茶屋か園の地主神○鏡原の

地主神○榎下の地主神○滝尻の地主神○藤内の地主神○山根の地主神○阿山の

地主神○神手田の地主神○木下の地主神○藤かせ（カセ）の山神○才原の塞神

○横ふな（フナ）の大（太）元神○阿山の大（太）元神○滝根の大（太）元神

○日の城の大（太）元神○室原の大（太）元神○小やふ（敷）河内神の大元

神***

宗雄云、横ふな以下六所みな鑪所とあり、然は鑪のあるに就て大元神を祀れ
るなるへし、かくて小やふ河内神は元に細書なれハ河内神と大元神と一所に

ハ非す、河内神とも大元神とも唱へしものなり

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 上」では、「の」の語はない。

***「邑智郡神社書上帳 上」では、「の大元神」の語はない。

男命・中津少童命・中筒男命・表津少童命・表筒男命・事解男神・速玉男神○
神体、木像十二、鉢十二

宗雄云、此祭神は熊野神と伊邪那岐命の身禊の時の神を混したる物の如し、

近時之所為ならむ

祭日、九月十五日

建物、本社・神楽殿・鳥居

末社、地主神*、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九

月十六日

社人、静間氏

大原神社

櫻井山北鎮坐式内奉り○文徳天皇仁寿元年辛未二月九日勧請の由、享保五庚子

年再建の棟札にあり
に遷すと云り

宗雄云、土人云、以前大原と云地に小祠ありて大明神と申す、享保中今之地

祭神、武甕槌命・經津主命・天津児屋根命・姫大神○神体、木像二

宗雄云、大原神社を山城国大原野神社と心得て、祭神を宛たるものなり、史

伝に公事根源、大野原祭の下に此神社は后宮の詣給はむ為に春日本社遠きに
依て都近き所に徙し奉らる、大野原の行啓は仁寿元年二月より始行はるとあ

り、此間奈良より徙され、新社なるからにや、式に載られず、然るを其社よ

り移たる社の式に載る道理なし、故祭神は神奴の非心得なること知へし、猶

石見国式内神社考に云を見へし

式内、未詳

祭日、三月廿三日、月次九日

建物、本社・神楽殿・鳥居

八幡宮

櫻井山北鎮坐「往昔福原ト申ス地ニ鎮座之処、現今者大原神社境内江御遷座仕
候」○永禄六癸亥年〔宇佐〕勧請

祭神、神功皇后・應神天皇・玉依姫命○神体、木像三

祭日、八月廿五日

建物、本社・神楽殿・鳥居

末社、渡邊大明神*、祭神渡邊重道靈○神体、石像一、銘に天正元癸酉年十二

月廿九日とあり、祭日十月廿九日

同、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月十

六日

社人、松本氏

*「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」では、大原神社の末社として書き出されてい
る。

**「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」には記載がない。

中野村

賀茂神社

水上岡鎮坐○延暦二癸亥年九月九日、山城国上賀茂大神宮より天津治郎兼家勸

請
祭神、別雷神○神体、鉢

宗雄云、神体の鉢は柄とも二尺六寸あり、外に鰐口形の鏡大小五あり、祭神

は事代主命なるへし、山城国より移とあれと信かたし、猶阿須那村の処に云
を見へし

社伝、石陽邑郡之里人每朝前水ニ出、拝東、或朝川ニ出時一手之矢ヲ拾フ、帰
家其夜夢聞賀茂神靈、依之城州自北山勧請邑智日上岡祭之、所之老若敬之、奉

崇賀茂皇邑智大明神、延暦二癸亥年九月九日、始而行祭、邑智上中下不及云、郡中貴敬之、為鎮守、上ノ里有原山大明神二座原山紙山紙也、矢上里、布干山石ト云所ニ在社、下ノ里有五名祇大明神五座大紙也、稱積也、山ト云所ニ在社、同下ノ里在両名大明神一座龍山紙山紙也、兩、名川ト云所ニ在社、次中ノ里在門谷大明神一座御手洗川之上也、貴船大明神也、山ト云所ニ有社、貴船大明神也、同中ノ里有激越權現五座激越ト云所ニ有社、蟹裂根葵之神也、同中里在化垂血權現一座化垂血ト云所ニ在、社主雲也、靈速日之神也、同中ノ里有八名坂大明神八座上崩落、八ニ成ト云、其所謂八坂坂ト云ヘリ、次下里在意木大明神一座意木紙神也、カ谷ト云所ニ在、社主雲也、伊弉諾大明神也、同辺矣ト云通有神社⁽¹⁾、次下里在岩井權現七社岩井谷ト云所在、社主雲也、伊弉諾大明神也、同下里在岩山牛王二座牛王谷ト云所有、社主雲也、熊野三座也、中ノ里有熊山權現一座飛山ト云處社、伊弉諾大明神也、邑智大明神相殿天照大神宮二社、同右相殿大原大明神二座此神者大原之下大原ト云所ニ在、本社右也、則大原神也、右之神等、或者二里、或十町廿町之内、本社ヲ取廻而御座故神光威々而繁昌靈地也、邑智三方今分作三箇村、矢流故為上里謂矢上村、岩井有故ニ為下里謂井原村、有中故号中埜村、自上里流大河ヲ泉川ト云、於此所右之神達身清淨ニ玉フ云伝、有亀形故為御山謂龜慶山、此山峯三里ノ内ニ死生ヲ忌事、於今如此、右之外上中下ノ内此彼或賀茂書体所、或賀茂御祖之隱居玉所杯記無尽也、於今邑智郡中ヨリ二季御初穗ヲ供、國中之貴賤稔參奉敬之、誠以目出度靈⁽²⁾、正徳四甲午二月十九日、吉田二位兼敬是差⁽³⁾御免許蒙、大宮司昆林竹崎雅樂頭、花押○社家伝記曰、當社者賀茂大明神同体也、延暦年中勸請、尔來春秋祭祀不致陵夷如在、礼奠無令怠慢、國司郡吏篤信奉焉云云、夫神之為德也、昭々明々不遑枚舉、譬如水之在地中、依人之至信、有感應者也乎、社家頻来需予一語也、日尚矣因不忍空其志、聊書伝記之後、云尔、正徳四年季春吉曜日、神道管領長上下部朝臣兼敬、朱印祭日、九月八日より十日まで建物、本社・拝所・門神舎一・神輿舎・鳥居棟札、維時寛元元年癸卯十一月吉祥日、天長地久御願⁽⁴⁾祈攸、施主敬白助成合力邑知三方大宮司安信○奉再建石州邑智郡久永庄賀茂大明神御宝殿一宇、于時元龜第二年辛未五月廿九日木曜井⁽⁵⁾、大檀那吉川駿河守藤原朝臣元春、花押、

同少輔次郎藤原朝臣元資、花押、裏に賀茂御宝殿再建之時、奉行等事時之役人伊賀田但馬守、作事奉行新見伊賀守、遷宮導師竹崎刑部太夫、大工田坂五郎兵衛尉、小工静間弥五郎、鍛冶成合孫三郎、同久利清左衛門尉、下用方御小者源四郎・同午歳、于時元龜二年辛未五月二十九日木曜井宿

宗雄云、竹崎刑部太夫は下地を削りて其上に記てあり、導師とあるを思へは下地ハ法師の名なりけむ

奉新建立鶴居之事、維時寛永拾八年辛巳菊月吉祥日、神主竹崎越後守、本願植田九郎兵衛尉・同庄屋勘次郎・小磯九郎右衛門云云○奉新建立賀茂大明神舞殿一字⁽⁶⁾御宝殿上葺、維時寛文二癸卯十一月、本願人神主竹崎越後守・植田勘次郎○奉再建立御宝殿一宇、延宝四年丙辰十月吉日、神主竹崎丹波守安近○再建立御宝殿、元禄十三年庚辰九月、神主竹崎丹波大掾藤原安近○奉上葺破扱賀茂皇美須御舎、神職大宮司竹崎雅樂藤原昆林、享保九年甲辰六月十四日、文に夫惟以吾国之發生天地未生云云、于此石陽邑智郡中野村龜慶山水上岡邑智大明神賀茂御同体、延暦年中山城国從北山奉勸請、邑智鎮守奉拝云云○奉寄進木鳥居建立、元文二丁巳葉月○上葺賀茂皇大神宮瑞御舎、元文五庚申年九月八日○奉造營拝殿、寶曆四甲戌林鐘吉日○新造幣殿、宝曆四年甲戌菊月吉日、願主三宅新七、社職大宮司藤原昆林・嫡子昆良○上葺、安永五丙申年三月、瑞御舎⁽⁷⁾幣殿内末社○再建、文化九年壬申年霜月上六日、大宮司竹崎太学正昆吉・嫡子隱岐正昆國○上葺、天津遠江賀茂県主孟雄、年月なし

宗雄云、延暦中天津と云ふ姓を知らず、苗字は有へも本し⁽⁸⁾治郎と云も其頃の名にハ似す、また上に竹崎氏にて藤原姓なること著明なるを、此に到て天津とし賀茂県主とせるは何事ぞ、藤原は朝臣なり、豈賀茂県主ならむや賀茂大明神廟肯石神道銘⁽⁹⁾序、石州邑智郡久永庄中野村神社者賀茂大明神也、河水潺湲移鴨河之清流群木鬱翁表紀之高抄、於乎微哉神德炳哉神力先乎天地不知其始後乎、乾坤難弁其終時旧世不知、何時創之口碑相伝言、桓武帝時說⁽¹⁰⁾時

元享年中建塔、永禄季吉川元春納願書、則不可道其来不久、又有寛永辛巳再建華表記、是茲聖曆元禄万季之第六龍集昭陽作壇、逢百廢共起之時尊信斯神人庚辰出倡邑裡之諸民命泉州之石匠、新彫石神道立之功將畢日、不佞止錫於高羽、

家主予曰、華表已成、冀師為令刻之、余曰、百里漫遊腮滿棘十年疎嬾硯生レ塵、我豈能銘乎、當乞博雅之君子頻請不措不能峻拒、為十韻銘刻一柱石、抑冀神饗之云銘曰

石之神道 跨坐聳昊 社域益固 靈驗弥顯

都鄙恭敬 貴賤懇摶 幣帛僅俸 詣拂カ 無病無脳 ハタツカ

祝詞暫宣 不死不老 富有夙來 妖孽遠掃

力拔山嶽 功布海嶼 威風除塵 恩雨霑稻

四方八隅 万木千草 国榮民豐 寿考永保

聖天子宝祚無久、賢大樹武運長久、賢府君家門長久、于時元禄六癸酉年九月吉

日、祠宦竹崎丹羽守安近、中野・井原庄屋名略、石匠泉州塙之住治郎右衛門・

弥兵衛

宝器、神輿一、足利直冬寄附○兜弓箭月守氏○鎧小林氏○大乘妙典一部家伝宝劍、明和二年乙酉秋九月、仰願主石州邑智郡中野村住人月守氏嫡流安右衛門謹

白○吉川氏書に奉籠願書之事、一社頭造當事、一塔婆重、上葺事、一齋領寄進

事、右意趣者、庚寅歲武運長久怨敵退散所也、依願書如件、永禄四年十二月十

一日、元春、花押○竊以当社賀茂皇太神宮者、王宮鎮守武門護持之靈神也、往

昔別跡於石州邑智郡久長庄中之邨、然以降物換星移、社頭雖廢壞、靈驗于今揭

焉也、粵信濃源氏末葉有田子十郎時隆者、寄情於尼子墓下弓馬妙術、元就雖利

矛於石州、心不折而尚跨余勢之小壘渠赴死地不惜命義士也、亦向軍門好勝利雄

卒也、彼微運与尼子族、是賢將附毛利臣也、共武道達家非謂勝劣量知時隆之念

慮一途戰死思揚ニシテ佳名於万天、以時隆戰死矣之義士也、生之軍功死之名譽、任可

否乎神慮仰願勝利令得一戰之上、從五位下吉川駿河守藤原元春敬白、于時永禄

四年辛酉十二月十一日ト久永氏書に恒例之祈禱

宗雄云、今に到て毎年金百疋吉川家より寄附あり

久永氏書に恒例之祈禱成就而御札昭御供被差越、目出度令頂戴候、每事入

御念之段致祝着候、以上、五月六日、久永越中行、花押、表に邑智大明神大宮司殿參、行盛

社領、高十石、此現米四石五斗七升四合

撰社、貴船（船）神社、祭神高麗神○神体木鉢、祭日十月十一日

宗雄云、当社は舊茂申の撰社社伝にハ有れどとハ思はれず

ナレテ明治三年の書上に撰社と小記けむ

末社、幼稚神

同、白皇神山皇神

同、川皇神白髭神

同、姫宮神

同、奥御前神

社人、天津治郎、家筋山城国北山住天津治郎兼家、延暦年中当地移住、当治郎

まで四十八代相続

宗雄云、家系に天津治郎兼家、次に匡彦兼良、次に不分明、次に宮磨重兼、

次に不分明、次に不分明、次に太郎兼好、次に仲彦兼通、次に次七郎兼定、

次に勝次郎家兼、次に隼人、次に内記兼益、次に次重郎吉兼、次に治部太夫

兼政、次に鐵松家兼、次に主計兼俊、次に治部兼元、次に丹後守、次に河内

守森安、次に織之助兼益、次に平十郎益安、次に刑部家安、次に武彦安信、

次に式部安俊、次に治部康春、次に伊勢大夫安方、次に織衛元俊、次に伊織

春俊、次に不文明、次に伊豫守信政、次に監物季信、次に数馬俊信、次に主

水正住、次に不分明、次に宮内少康連、次に養子竹崎右カ衛正安、次に刑部大

夫重安、次に安則、次に治部大夫、次に兵部大夫安吉、次に越後守持安、次

に丹波守安近、次に雅樂昆林、次に大炊昆良、次に典膳昆□、次に大學昆吉、次に天津某、次に次郎なり、按るに寛元の棟札に大宮司安信とあるは姓氏詳ならず、此棟札再建とも何とも無く怪し、次に元亀の棟札に竹崎刑部太夫とあれとは後人の書直せしなれハ其頃の社人は知れず、次に寛永の棟札に竹崎越後守とあるは慥なり、然は元亀より寛永までの間に竹崎氏の人社職となれるものなり、然もを刑部太夫の父右門正安を天津宮内少康連の養子とあるは心得す、某は元龜の刑部太夫とあるは某頃の社職ならざれトなり、棟札の書画にて知ヘレトまた養子とあるも実の養子に非す、職を受たるはかりなること故に苗字を竹崎と名乗にて知らる、然らは職脈にハ記すとも家系にハ載ましき物なり、かくて天津兼家、北山より移住とし、以後具に記しながら、以前を記するは龜なり、系は本をこそ貴ふへけれ、且つ延暦の頃の称ならず、次ニも時代の風を以て推に名称允當ならず、後人の所為なること活眼の者□

□へし

神明宮

水上岡鎮坐

祭神、伊勢両大神宮○神体、鏡二

祭日、三月十六日

建物、本社

棟札、奉再建立二所皇大神宮、元禄元戌辰年十二月、祠官竹崎丹波守安近○上葺内外神明瑞御舍一字、正徳六年丙申五月○西村寄附奉新造八宇末社、享保二丁酉年九月日○再建、宝曆二壬申年十月○上葺、文政一己卯年六月○同、天保六乙未年八月

金刀比羅社

水上岡鎮坐

祭神、大物主神・崇德天皇○神体、鏡、裏に金毘羅神鏡、社司大宮司昆林、古

昔在之社破失、享保四己亥改祭、同十乙巳懸之、寄進願主大草氏とあり

祭日、三月十日

建物、本社・拝所・鳥居

八幡宮

茅場鎮坐

宗雄云、かやばの清水山と云ふ□鎮□□

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像三

祭日、八月十四日○供物酒食青柿栗いか共芋のから熨斗堅魚茄子

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、奉上葺八幡宮、文化元甲子年九月○同、天保十一庚子年八月十三日、大宮司天津隱岐・俸木工之丞○拝殿再建、嘉永四辛亥年正月、大宮司天津遠江・

俸木工之丞○上葺、元治元甲子年十月廿一日、大宮司天津山城・嫡子亘

八幡宮

毛土鎮坐

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、鏡

祭日、八月廿九日

建物、本社・神樂所・鳥居

社領、高二石四斗八升四合、此現米九斗七升二合

宗雄云、天保七年寺社領引渡に八幡三社領とあり、他村の例を以て按に当社三座の儀に非す、また別神ならハ別名を記す例なれハ別神にも非す、然れば茅場八幡宮と当社と今一社あるへけれと詳ならず、森神の内に原八幡宮・山

口八幡宮・前竹八幡宮あり、考ふへし

大原神社

與勢大原鎮坐

祭神、春日四座神○神体、石

宗雄云、大原神社は春日神とは別なり

祭日、九月八日○社伝に大原大明神一座、大原坂之下大原ト云所在レ社、神領別^{而有}「社辺」、祭祀九月八日之夜亥之時祭レ之、因レ茲夜祭大明神ト白也、邑智三座之内大原神社之一座也云云、天正四柔兆困敦年正月吉日、天津宮内少輔藤原康連、花押、愚息授「竹崎右門」

宗雄云、此書中後人の偽作なると主元龜の棟札に竹崎刑部木末もあるに其災^{株力}竹崎右門に授であることを心得かたれべなり、天津氏にて藤原とあるに七当令加茂県主とあるも偽なるを知ヘ、康連の作とも右門の作とも見えず、

後人の作なり

建物、本社・鳥居

棟札、奉再建大原大明神美須農御舍毫字、社職大宮司藤原昆^{株力}・嫡子云云、宝

祚延長一天泰平、宝■■■九月吉天、当城主本多公御武運長久、大工云云

宗雄云、宝曆なること城主を本多とあるにて知らるめり

奉造榮大原大明神御舍毫字、享和二年壬戌拾月吉日○上葺、文政元戊寅年七月

八日○再建立、文政十二己丑年九月八日、大宮司竹崎常磐加茂県主孟雄、大願

主前宗左衛門嫡子治作○奉上葺邑知三座大原大明神、文政元戊寅年七月八日

宗雄云、三座とは邑知郡に式内社三所ある内と云ふ意なるへし、但し式内の事は尚考へし

稻荷社

魚切鎮坐

祭神、稻倉魂神「正体、神璽箱」

祭日、七月十五日

建物、本社・拝所・鳥居

宝器、額一面、故領主松平蘭齋筆

八重山社

奥志谷鎮坐

祭神、詳ならず「正体、神璽箱」

祭日、三月十三日

建物、本社・鳥居

小社十七所

与勢小丸子^{*}の三社神、祭神日月神^井小林和泉守辰雅靈、祭日九月八日○宮前の外森神○才元の幸神○平等寺の稻荷社○新屋名の稻荷社○天神免の大歳神金屋子神（社）○向塙の大権現社○越塙の小権現社○神向寺の嚴嶋社○西隆寺の天満宮○別所の三穗神○牛之^{**}市の大元社○町の恵美須神○友國の地主神○大石原の地主神○水上岡の道祖神○同所の天津家^{***}靈神

森神四十三所

昧箇^{****}谷の闇山神、祭神闇籠神○八名坂の八成坂神、祭神八種雷神○水上岡の御靈地神、祭神水波能賣神○大年原の大歳神○大元迫の大元神○天神免の天満宮○是定の大歳神○原の八幡宮○横見の大歳神○荻（萩）原の大元神○流の森大明神（森神）○竹之下の権現宮^{*****}○横見の花御前神○熊山の権現宮^{*****}○柳池の柳森神○對重の地主神○砂子の大歳神○橋結の地主神○高羽の大歳神○山口の八幡宮○堂庭の地主神○水上岡の聖神○「一」貫田の地主神○水上岡の椎神○胡免の恵美須神○水上岡の泉地主神○正道森の地主神○水上岡の大元神○小原迫の大元神○氷上岡の天満宮○「一」貫田の大歳神○橋之下^{**}本の地主神○友國の恵美須神○奥坂根の地主神○胡屋の恵美須神○前竹の八幡宮○寺田屋の金屋子神○行廣の地主神○紙屋の水神○仁念の地主神○奥坂根の青草神○城連の地主神○板屋迫の地主神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「小丸子」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 上」では、「之」の語はない。

***「邑智郡神社書上帳 上」では、「家」の語はない。

*** 「邑智郡神社書上帳 上」では、「箇」の語はない。

*** 「邑智郡神社書上帳 上」では、「宮」の語はない。

乙丑霜月吉日

宗雄云、伴朝臣元祐は出羽の城主富永下野守元祐なるへし、庚寅歳は吉川元春なるへし、享禄三庚寅年にて今年三十六なり、中野村の願文にあり

矢上村
諏訪神社

金田山鎮坐○承和二乙卯年四月、信濃國諏訪神社より諏訪（方）祝部左衛門太郎信連勧請

祭神、健御名方命・八坂刀賣命、相殿四座、祭神詳ならず

神体、鉾二、鏡四、鎌二

宗雄云、外に木像一、長一尺ばかりなるあり、鰐口形鏡、表に中異形左右衣冠坐像あり、裏に奉懸御鏡之事、永正五年戊辰八月吉日、信心之施主甲寅歲氏子、また表に異形ありて、裏に信心施主己亥大宮司女房云云とあり、また丸形の木札に下社諏訪大明神、上社諏訪大明神とあり、さて祭神は風土記に邑知須々美命あれと按に大己貴神なるへし、其は村名を矢上と云も此神の御妻八上姫に由あり、また冠山・稻積山・鉾山など云も此大神に由ある事、出雲風土記に見たるか、此處に此大神の鎮坐につきて其名を擬たるものなり、
（建）是を健御名方神としてハ少も由緒あることなし、然を諏訪神と云しを按に鹿足郡鹿大明神は祭神大己貴神にて社伝に亦名を諏訪神と云ひ、那賀郡三宮大明神は天石門別命なるを後世大己貴神にて諏訪神と申すとあるを思ふに後世神学衰墜の時専ら諏訪は大己貴神と異名同神とせしものなり、故此處なるも大己貴神に此名を負たるものなり、猶名跡考に云を見へし

祭日、七月廿七日より廿九日まで

建物、本社・幣殿・神樂所・拝所・神輿舎・鳥居
棟札、奉新建立御宝殿之事、信心大檀家伴朝臣元祐・庚寅御歳云々、永祿八年

宗雄云、天保七年寺社領引渡（レ）高十九石五斗三升、矢上村諏訪大明神とあり、故有里云御託宣隨尔御供奉仕、此乃金田岡遠常宮止鎮祭之云々○建直石之鳥居、安政五戌午仲冬、社職諏方信濃源重濤、以下名略
宝宝器、額一面、延宝中ト部兼連筆
社領、高十一石六斗三升、此現米五石四斗五升八合三勺

宗雄云、天保七年寺社領引渡（レ）高十九石五斗三升、矢上村諏訪大明神とあり、此内を四石九斗八幡宮、三石賀茂宮に分たるなり、されと他の例にていへは、近くは高十石市木村八幡三社権現一社領とある如く、三名を載へきを、さな

きハ諏訪大明神はかりの領なるへし

末社、稚兒社○棟札稚兒社、神体木、裏に奉云云尊天、願主作者、御体云長
云云、祠舍戊申信云云○新建立稚兒宮一宇、天和二壬戌中秋、本願大宮司三浦
民部信重○奉葺替稚兒社一字、弘化二乙巳年八月

宗雄云、末社に辨財天女と記せるあり、是稚兒社に当る、木札に尊天の文字
を存にて知へし、中野村にも幼稚神あり、此處と同神なるへし

同、金刀比羅社○神体、銅幣○棟札、奉鎮祭金毘羅社、大宮司靜和泉守平孝信、
但年号無し、文政十一戊子年勧請とそ

同、御守御前比賣神速龍神

同、伊曾并神立合神荒神○右両末社の棟札、再興元禄十四辛巳年十一月○延宝
六戊午仲商○新建立、文政云云○葺替、弘化二乙巳年七月

同、稻荷神（社）

社人、諏訪（方）鞠負（夫）、家筋信濃國諏方祝部左衛門太郎信連、承和年中
当地移住より右衛門信貞まで三十代、武家にて兼職と云伝ふ、応永中信貞社職
となり、鞠負（夫）まで十六代、都合四十六代相続

宗雄云、諏方祝部にて左衛門太郎と云こと承和の頃の名称に非す、かくて棟
札に拵に天正十一年に祝言若狭守とあるは社職と見ゆれと姓氏を記さず、次
に寛永十七年に神主三浦采女佐信貞とあり、是本文に応永中右衛門信貞とあ
ると同名なり、是より明和まで三浦にて平姓なるを、文化に到り静を氏とし
平姓を唱へしか、天保に到り諏方と改め源姓とせるはいかなる訳にか

八幡宮

金田山「諏訪社地之内」鎮坐○寛喜三辛卯年八月十五日、諏方治部大夫信芳、

豊前国宇佐宮より勧請

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鏡三、木像三

祭日、九月二日

建物、本社

棟札、新建立八幡宮御宝殿、天和三癸亥玄英、大宮司三浦民部信重○葺替、文
政七甲申曆、大宮司平孝信、以下名略○同、天保十三壬寅年九月丙午初二丁未
日、大宮司諏方信濃重濤、以下名略○奉葺替八幡宮御舍殿、当領主毛利大膳太
夫秋宰相大江朝臣廣封、大宮司諏訪信濃源重濤、庄屋植田圖七郎・幸太郎、組
頭三右衛門・謙之助・常右衛門、以下名略、慶応四戊辰年六月廿日

宝器、太刀一振

社領、高四石九斗、此現米二石二斗九升九合七勺

加茂
神社

加茂山鎮坐○旧地加茂井社壇内、其後今地に遷す

祭神、詳ならず○神体、鏡

祭日、三月廿五日

建物、本社・幣殿・神輿舎・鳥居

棟札、奉造立賀茂皇大神宮、安政四丁巳年四月朔日、大宮司諏訪信濃源重濤、
本願主三宅利三郎正信・庄屋松川林右衛門・伊藤友之助・植田勘四郎、以下名
略

宝器、太刀一振

社領、高三石、此現米一石四斗八合

末社、天満宮○神体木像

同、大山神社○神体神璽笛、大山大智明大権現、不退鎮護攸、大山寺別當○木
札に奉念誦大権現、嘉永五壬子正月、大山寺清光院○また奉鎮祭大神山神社、
嘉永五年壬子五月、大宮司諏方信濃重濤

大元神社

大元風呂鎮坐

祭神、豐受大神「正体、神木」

祭日、十一月卯日〔大祭、丑巳酉年九月十日〕	天竺原鎮坐
建物、本社無し、神木に鎮坐、神樂所	祭神、詳ならず「正体、幣」
八幡宮	祭日、三月廿日
楫賀佐古鎮坐	建物、本社・鳥居
祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、鏡	祭神、詳ならず「正体、幣」
祭日、三月十五日	祭日、十月卯日
建物、本社・鳥居	大谷山鎮坐
金屋子神社	邑智郡石神社
加茂山「加茂神社地内」鎮坐	郡山鎮座
祭神、天目一箇命○神体、石立像女形	祭神、美穂須々美命○神体、石
祭日、十月初子日	風土記に所以号邑智者、所造天下大神命聚高志国坐神意支都久辰為命子奴奈宜 波比賣命、而令產神邑知須々美命、此神坐矣故云邑智
建物、本社	宗雄云、出雲風土記に御穂須々美命とあり、此處なるは邑知に諏訪神の鎮坐 に就て出雲風土記を少々換て文をなしたるものなるへし
棟札、奉再建立金屋子大明神、嘉永七甲寅年九月廿五日、大宮司諏方信濃重濤、 大願主三宅要助正勝・同利三郎正信	祭日、〔三月〕酉日
妙見神社	小社二十七所
柚之木谷鎮坐	京面塙の恵美須社○町の恵美須社○柚木谷の金屋子社○大年の大年社○左右田 天目一箇神社
祭神、詳ならず○神体、鏡	院の天王神○藤迫谷の三穗両神○三本松の象頭山社○丸迫谷の大年社○慈昭(照) の金屋子神薬師二柱神水神天満宮火神○同所の金屋子神○温井の金屋子神○鹿 子原森谷の大元神(社)○貝嶋の大元社○鹿子原の鹿之風呂神○火の(之)谷 の八幡宮○上新屋の八幡宮○同所の大年社(神)○大岩の金屋子神○森久の地 主神○牛神の牛神○前坂谷の大元社○古市の大年社○同所の山口靈神○金田山
祭日、十月午日	建物、本社
原山鎮坐	祭神、天目一箇命○神体、鏡
祭日、三月子日	祭日、〔三月〕酉日
建物、本社	祭日、〔三月〕酉日
建物、本社・拝所・鳥居	祭日、〔三月〕酉日
日森神社	祭日、〔三月〕酉日

社家靈神

森神五十五所

八（矢）上山岩屋の八上姫神○金田山の風神○渡須の諏方神○八幡風呂の八幡宮森○柚木谷の水神○柚平山の三所山神○慈正の芳河靈神○山本屋の地主神○番澤の地主神○近正川池の荒神○中之（野）屋の地主神○奥番澤の金屋子神○近正の金屋子神○同所の水神○大迫の大元神○川崎の金屋子神○同所の水神○出羽屋の大山祇神○同所の地主神○五反田の地主神○知川原の大元神○浦朽の道祖神○大畠の三所山神○竹の^{*}本の地主神○一本川原の地主神○小懸の金屋子神○同所の大元神○大原の大明神○原山の大元神○原山大石の八上姫神○當郷の荒神○同所の大年神○光澤の地主神○中屋の地主神○池本の地主神○原堤の水神○向火の大元神○大歳の金屋子神○新屋の地主神○柳か^{*}内の地主神○上竹の金屋子神○三反田の地主神○槇の地主神○二反田の地主神○須磨の地主神○大年の大年神○同所の金屋子神○祭燈面の地主神○郡山の地主城神○大城古の金屋子神○岸元の大年神○汐西の大年神○大元山の宇賀神○鉄穴内の金屋子神○是田屋の火産靈神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「の」の語はない。
**「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

森神三十六所

牛王谷の牛王谷權現社○佛一の荒神○岩井谷の權現社○坂山の妙現社○森上の地主神○城の金刀比羅社○天藏の大山大權現○沢久の久永神○野原の八幡宮○皆井田の王子權現○津田屋の地主神○町の蛭子神○津田屋の金刀比羅社

宗雄云、岩井谷の權現を中野村賀茂社伝に岩井權現七社と記し、八重葎に八上姫とあり

建物、本社・神樂所・鳥居

棟札、奉再造折居大明神、享保六辛丑年九月廿一日、大宮司竹崎丹下藤原昆林○奉再建、寛保三癸亥年九月廿一日○再建立、文政十丁亥年九月廿日○上葺鳥居、天保十四年癸卯九月廿二日○上葺、弘化四丁未年八月八日○同、万延元庚申年五月廿六日

末社、久永神社、棟札再建、貞享一乙丑年六月十五日○同、宝永六己丑年九月十八日○同久永大明神、寛保三癸亥年○上葺、明和九壬辰年八月○献新建立久長社一字、文化九壬申年霜月○上葺、文政元戊寅年九月○鳥居、文政三庚辰年九月廿二日○天保十四年癸卯九月廿一日

宗雄云、久永は此辺の地名なり、また久永越中守行盛と云人もあり、考へし小社十三所

牛王谷の牛王谷權現社○佛一の荒神○岩井谷の權現社○坂山の妙現社○森上の地主神○城の金刀比羅社○天藏の大山大權現○沢久の久永神○野原の八幡宮○皆井田の王子權現○津田屋の地主神○町の蛭子神○津田屋の金刀比羅社

宗雄云、岩井谷の權現を中野村賀茂社伝に岩井權現七社と記し、八重葎に八上姫とあり

八上姫とあり

森神三十六所

片田の地主神○森影の地主神○田中の地主神○坂山の大歳神○同所の妙現（見）神○影池（色）の道祖神○普明司の地主神○樋口の屏風神○同所の御前神○幸向の幸神○日向の水魚妙現神○同所の出合神○同所の地主神○河原谷の地主神○日向の一つ（二）町地主神○宮脇の今宮神○械（タラノキ）（城）の地主神○同所の水神○天藏の天藏神○壽正院の地主神○極樂寺の天満宮○西山の妙現（見）神○幸持の幸神○道久の激越神○瀬越の渡瀬地主神○皆井田の三反田地主神○手取の八幡宮○田原の大元尊神○皆井田の鳥信地主神○稻積山の稻積神○奥か^{*}内の陣

祭神、賀茂別雷神○神体、鏡
宗雄云、土人云、中野村賀茂神社の分幣なりと云り
祭日、九月廿二日

祭神、賀茂別雷神○神体、鏡
宗雄云、土人云、中野村賀茂神社の分幣なりと云り
祭日、九月廿二日

*
「邑智郡神社書上帳
上」では、「か」
の語はない。
山司地主神○火口の地主神